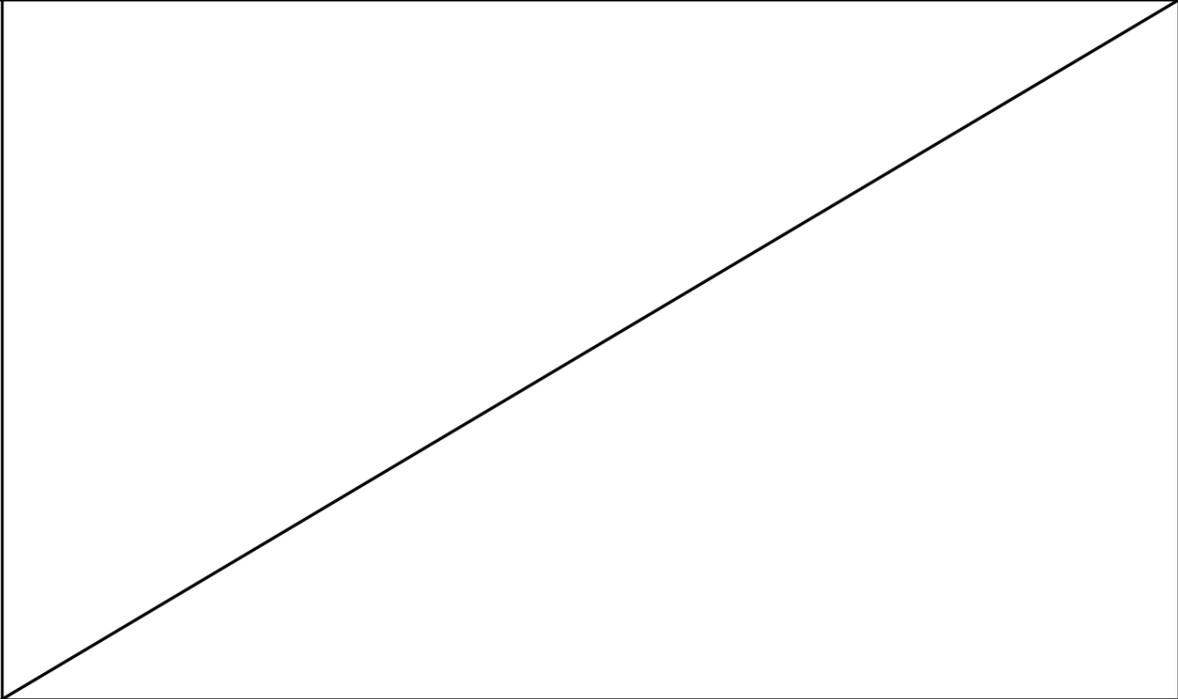


<資料5>

独立行政法人国立公文書館の平成29年度における業務実績に関する評価を踏まえた平成31年度目標設定への反映状況

| 独法評価委員の御意見   | 事務局指摘事項   | 平成31年度目標設定への反映状況                | 事由等   |    |       |                                 |     |         |              |     |         |                |     |         |                        |
|--|---|---------------------------------|---|----|-------|---------------------------------|-----|---------|--------------|-----|---------|----------------|-----|---------|------------------------|
| <p>1<br/>                     その中で外国人の方というのがあったのですが、こちらの外国人の方は何か分析みたいなので増加率とか増加数とか、どういったお国の方が多いたか、何かわかる範囲でそういう調査、分析等もされていらっしゃるのでしょうか。</p>  | <p>利用促進に関し、外国人の利用状況について、国別に把握できるよう検討する旨を計画に記載すべきではないか。</p>                                    | <p>-</p>                        | <p>展示会は、国民からの利用がまだ十分な程度とはなっていないことを踏まえ、特定歴史公文書等の更なる利用の促進を図るために開催しているものである。<br/>                     外国人来場者数については、日本人来場者数の把握と同様の方法により行っており、その状況は下記のとおりとなっている。<br/>                     外国人来場者数が全来場者数の数パーセント程度である状況も踏まえると、外国人来場者を国別に厳格に把握することに対して、新たな業務負担をかけてまで行うことに有意性があるとはいえないと考えている。そのため、外国人来場者数の把握を年度目標に記載する必要性はないと考えている。<br/>                     外国人来場者数の把握について引き続き取り組んでいく。</p> <p>(ご参考)<br/>                     北の丸本館で開催される展示会における来場者の状況は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>来場者総数</th> <th>うち外国人来場者数 (来場者総数に占める外国人来場者数の割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>42,429人</td> <td>963人 (約2.3%)</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>44,806人</td> <td>1,078人 (約2.4%)</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>27,443人</td> <td>579人 (約2.1%) ※ (9月末時点)</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 来場者総数 | うち外国人来場者数 (来場者総数に占める外国人来場者数の割合) | H28 | 42,429人 | 963人 (約2.3%) | H29 | 44,806人 | 1,078人 (約2.4%) | H30 | 27,443人 | 579人 (約2.1%) ※ (9月末時点) |
| 年度   | 来場者総数   | うち外国人来場者数 (来場者総数に占める外国人来場者数の割合) |   |    |       |                                 |     |         |              |     |         |                |     |         |                        |
| H28  | 42,429人   | 963人 (約2.3%)                    |   |    |       |                                 |     |         |              |     |         |                |     |         |                        |
| H29  | 44,806人   | 1,078人 (約2.4%)                  |   |    |       |                                 |     |         |              |     |         |                |     |         |                        |
| H30  | 27,443人   | 579人 (約2.1%) ※ (9月末時点)          |   |    |       |                                 |     |         |              |     |         |                |     |         |                        |
| <p>2<br/>                     一つは、司法行政文書の移管のところでアドバイザー的な役割を果たしたということなのですが、5年か何かの公文書等の移管計画というのができたということでございますけれども、これは司法行政文書の実際にこちらに受け入れる範囲というのは、どのくらいのものを設定しているのでしょうか。</p>  | <p>今後、刑事裁判記録（刑事参考記録を含む）を受け入れることについて、「必要に応じて受け入れ体制を整える」等の記載をすべきではないか。</p>                      | <p>-</p>                        | <p>刑事参考記録を含む刑事裁判記録の保管の在り方等については、刑事裁判記録が事件関係者の個人情報を含むため、歴史的資料として扱うには、名誉・プライバシー等の保護に配慮する必要がある。同記録の利用制限のあり方等も含めて、内閣府と法務省において協議をしている段階であり、現段階においては計画に記載できなものであると考える。</p>  |    |       |                                 |     |         |              |     |         |                |     |         |                        |
| <p>3<br/>                     10の国際的な公文書館活動への参加・貢献というところで、ベトナムとの協力覚書ということで、非常に大きな一歩であるということに関しては、そのとおりだという気はしているのですが、他方、これはどのくらいまで広がっていくものなのでしょう。大体ベトナムからスタートすると、ベトナムより有り体に言うとディベロップドなところはいいかという感じになって、もう少しディベロッピングなところを対象とするとか、今後の計画の中でどこら辺を見据えているのか、あと実際に申し出があるようなところというのは、どんなところなのかというのがわからないので、お聞きしたいというのが2点目です。</p> | <p>各国との協力覚書の締結について、どの国と締結を実施していくかを計画に記載すべきではないか。H31年度にどの国とも締結予定がない場合は、今後の計画についてご教示いただきたい。</p> | <p>-</p>                        | <p>ベトナム以外では、数か国（モンゴル等）との間で調整をしてきたところ。事務的な連絡を含め適切に対応しているところであるが、相手国の事情を考慮しつつ、今後とも必要な連絡・調整を行っていくこととしている。</p>  |    |       |                                 |     |         |              |     |         |                |     |         |                        |

|   |  |  |   |
|---|--|--|---|
| <p>4</p> <p>3点目は、次の11の人材の養成のところでございます。御質問等ありましたけれども、アーキビストの職務基準書というのをつくって、これを今、フィージビリティとか実現可能性をチェックしているところなのだろうと思うのですが、ただ有り体に申し上げて、こういうものをつくと次の段階だと、普通考えるのは資格を何かつからなければいけないということで、国家資格にするのか、それとも外の団体に任せてやるのかとか、いろいろな部分はあろうかと思うのですが、そこら辺の目途とか、こういう方向性で何時ぐらいまでにというところがございますら、お教えいただきたいと思っております。特に国立公文書館というのはアーキビストというのがありますが、他方で世の中に存在しているのは図書館での司書みたいなのがあって、その線引きをどうするのかとか、いろいろな司々の争いも、そのうちに出てくるかという感じもしないでもないのですが、何かこの後ステップのところはどういうことをお考えかというのをお聞かせいただきたいというのが3番目です。</p> | <p>ブラッシュアップするとのことであるが、「アーキビスト職務基準書」（平成29年12月版）」の更なる修正を加えるべき点の検討結果を踏まえ、平成31年度については以下の施策を計画に盛り込むべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公文書館主催の研修に反映すること。</li> <li>・職務基準書を基に、高等教育機関との協力体制を構築すること。</li> <li>・内閣府等を通じた各省庁の文書管理担当者への職務基準書を周知すること。</li> <li>・アーキビスト職務基準書を通じた人材育成、専門家の活用方策を検討すること。</li> <li>・公的認証制度の確立に向けた検討すること。</li> </ul> | <p>「(3) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置」において、「iii) 公文書管理における専門職員養成に係る強化方策として、平成30年度に策定した職務基準書について国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関等の理解の促進を図り、それらを踏まえて研修カリキュラムに反映させるとともに、認証制度の創設を検討すること。」旨記載。</p> |    |
| <p>5</p> <p>12のアジア歴史資料センターのところ、AをBに引き下げるということをやっているのですが、これは有り体に申し上げて、4つぐらいの事業をやっています、やっているのですが、要するに受け入れるということ、公開データの補正をするということ、リンクを張って資料の提供機能を拡充するというのと、あとは広報機能という4つぐらいあると思うのですが、基本的にこのアジア歴史資料センターにおけるエフォート率というのはどのようなものなのでしょうか。</p>  | <p>アジア歴史資料のデータベースの構築事業を主業務とし、それに関連する諸事業は付随する業務として扱い、業務内容に比重をつけて、計画に記載すべきではないか。</p>   | <p>-</p>   | <p>アジア歴史資料センターの事業については、「アジア歴史資料整備事業の推進について」（平成11年11月30日閣議決定）に基づいて事業運営がなされており、計画は閣議決定の内容に即したものであると考えている。</p>   |
| <p>6</p> <p>販売経路拡大の工夫と書いてありますが、これを簡単に、どういった内容で、広報的に何かあったのかどうか、教えていただいてもよろしいですか。</p>   | <p>館外展示やSNSを活用し、関連グッズ等の存在を紹介することにより、来館者の増加につなげ、販売販路の拡大につとめる旨計画に記載すべきではないか。</p>   | <p>-</p>   | <p>懇談会において大隅委員から、目標を大きく上回る実績であったことから、こういった販売経路拡大の工夫を行ったのかなどについて質問があったものであり、これに対し国立公文書館から、グッズの販売、館外展示やSNSを活用した販売促進等を行っている旨回答したところと承知している。自己収入増の具体的な手段については試行・検討段階にあると考えていること、販売促進活動についてはメディア対策ほか各種広報展開を行っていること、館外展については、商品販売機能がない施設も地方公文書館等には存在しており、商品販売機能の有無を開催要件とすることはできないため、必ずしも毎年の館外展で商品販売ができるものではないこと、という状況・事情がある。これらを踏まえると、目標を上回る実績が上がっていること、館外展での販売にも種々制約があることもあり、具体的な手段を目標に明記すべき必然性はなく、大臣から与えられた明確なミッションのもと法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組みを期待すべきものと考えます。</p> |